

遠別町特定事業主行動計画の実施状況及び遠別町職員における女性の活躍状況の公表

遠別町では、次世代育成支援対策推進法並びに女性の職業生活における活躍推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく、「遠別町特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

また、あわせて女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、遠別町における女性の活躍状況を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

(1) 採用試験の受験者の女性割合（常勤職員）

職 種	目 標 (R7 年度)	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
事 務 職	—	16.6%	22.2%	50.0%	25.0%	14.2%
技 術 職	—	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
全 体	30.0%以上	23.0%	16.6%	60.0%	20.0%	14.2%

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

		目 標 (R7 年度)	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
男 性	事 務 職	10.0%以上	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
	技 術 職		—	—	0.0%	—	—
女 性	事 務 職	—	—	—	100.0%	—	—
	技 術 職	—	100.0%	100.0%	—	100.0%	100.0%

○取得期間の状況（令和 4 年度）

【男性職員】 実績なし

【女性職員】 半年以上 1 年未満：100.0%

(2) 男性職員の配偶者出産休暇（2 日）及び育児参加のための休暇（5 日）取得率

	目 標 (R7 年度)	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
配偶者出産休暇	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
育児参加のための休暇	100.0%	0.0%	100.0%	33.3%	—	—

(3) 年次有給休暇の取得日数の状況（令和4年1月1日～令和4年12月31日）

	目標（R7年度）	全体	事務職	技術職
i) 平均取得日数	15日以上	10日	9日	12日
ii) 取得日数が5日未満の職員割合	—	25%	27.8%	12.5%

※20日以上付与したものに限る

※期間中に採用、退職、休職者を除く

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 遠別町

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	73.4%
全職員	76.8%

対象期間 令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

任期の定めのない常勤職員 : 正職員

任期の定めのない常勤職員以外の職員 : 会計年度任用職員（パートタイム）、再任用職員  
給与からは通勤手当を除く。

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	85.3%
本庁課長補佐相当職	82.4%
本庁係長相当職	107.4%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— 78.8%
31～35年	— 94.7%
26～30年	— 89.0%
21～25年	102.2%
16～20年	— %
11～15年	— %
6～10年	102.7%
1～5年	136.6%

#### 【説明欄】

看護師、保健師（行政職給料表と異なる職種）以外の女性職員と男性職員の給与の差異

勤続年数 1～5年の職員 106.1%

6～10年の職員 84.8%

…勤続年数1～10年の看護師、保健師の割合が多いことが分かる。

勤続年数21～25年の女性職員は全員看護師、保健師であり、給料表が異なることから男性の平均年間賃金より高い傾向にある。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。